

デジタル陰性証明（書）の発行について

令和3年2月26日

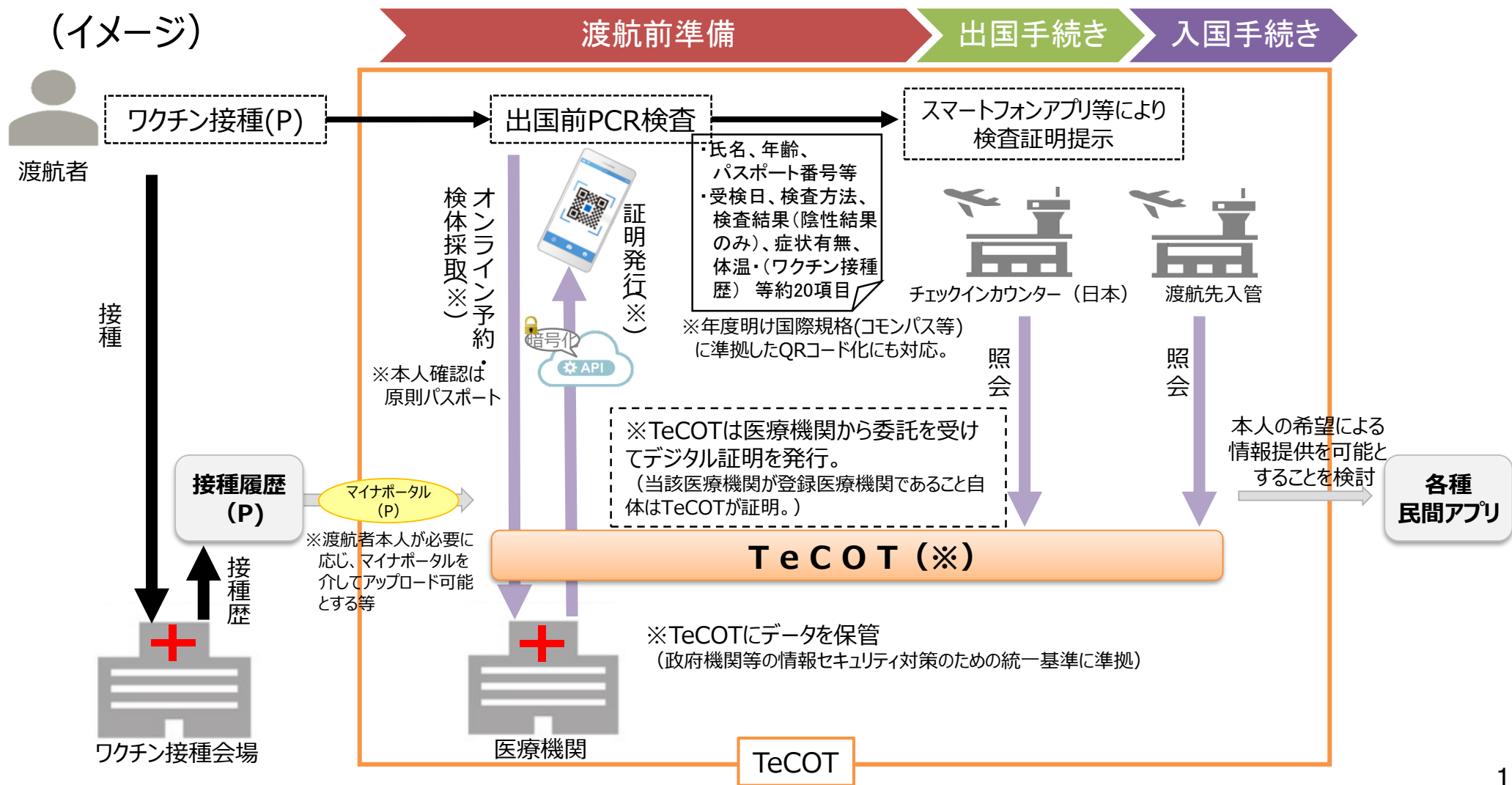
事 務 局

デジタル証明機能の全体イメージについて（～令和3年度事業）

令和2年度内にアプリ開発、各国が求める様式に対応する証明発行（PDF様式）を行った上で、3年度（今春～夏）に、コモンパスなどの国際規格への対応、ワクチン接種履歴の取込み等を検討。

なお、令和3年度事業は、年度当初から切れ目なく運営するため、2月15日に公募開始（企画競争）。3月12日に令和3年度事業者を採択し、4月1日付けで契約締結の予定。

（イメージ）



主な論点（1）

（1）目的

- 渡航者の利便性向上※及び検査証明の偽造防止を図る観点から、検査証明のデジタル化を段階的に実現。
※現行実務の中心である紙証明書の場合、渡航者は検体採取とは別途、証明受取のため、医療機関に赴く必要がある。

（2）法的性格（証明責任の所在）

- 医療機関が証明事項（①検査結果の正確性、②受検者の同一性、の2点）に関する責任を持つ前提でTeCOTは医療機関それぞれから個別に委託を受け、渡航先等に応じた適切な様式で証明の発行を代行。ただし、当該医療機関が登録医療機関であることについては、TeCOTが対外的に保証。
- なお、上記様式の適切性については、適切性の確保に向けた努力を政府及び委託先において尽くすことを前提として、渡航者との関係では免責されることとしたい（渡航先国の求める要件等のTeCOTが提供する情報と同様）。

（参考）TeCOT利用規約（ビジネス渡航者向け）

第十一条 本センター運営者は（その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの

二～三 （略）

（3）内外個人情報保護法令との関係

- 国内法（個人情報保護法）との関係では、要配慮個人情報※を含む個人情報の取得に当たっては、個人情報保護法第16条、18条等に基づき利用目的を示した上で本人の同意を得る必要があるため、利用規約・プライバシーポリシーに利用目的等を明記した上で、渡航者の初回利用時に承諾を得るとともに、利用規約等に変更があった場合は、改めて承諾を得ることとする。（検査予約ごとの確認は不要とする。）
※要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。（個情法第2条3項）
- 在留外国人については個人情報保護法が適用されるものと整理。特に、EU市民たる在留外国人についてのGDPR（EU一般データ保護規則）の適用関係については、日本国内でのTeCOT利用であればGDPRは適用対象とはならないと考えられる。次年度以降、訪日外国人等（特にEU市民）もTeCOT利用対象とする場合は、GDPR等の海外個人情報保護法令にも留意が必要。

主な論点（2）

論点①：デジタル証明発行機能の利用者

R2年度

- サービス開始時点ではTeCOTオンライン予約機能の利用者に限定。

※TeCOT外での予約についてもデジタル証明発行可能とすることで社会的利便性が向上する一方で、証明発行に必要な情報の确实・正確な入手（例えば、TeCOT IDと各種予約システムのIDが発行時に要求する個人情報の範囲は異なる等）や証明書への転記方法の検討等に時間を要することから、次年度に、段階的に対応する予定。

R3年度

- 渡航者の個人情報突合や検査結果等の真正性の確保等の対応を踏まえ、TeCOTオンライン予約以外にも、TeCOTを通じた電話予約又はそれ以外の方法で予約した者や企業内診療所等で検査を受けた者について、段階的な対象拡大を検討。

論点②：本人確認（検査受検時）

R2年度

- パスポートの医療機関職員への呈示による本人確認によるものとする。

※メールでのPDF送付やコピーの提出等、医療機関ごとにパスポートの確認手法は多数存在するため、必ずしも原本による確認に限定されないが、顔写真による照合を必須とする。

※医療機関は、本人の同一性について証明責任を負い、具体的には、本人確認のための相応の努力を尽くすことが期待されるが、他方で、渡航者によるパスポート偽造による故意のなりすましについてまで医療機関に帰責されるものではないと考えられる。

R3年度

- 連携（準拠）する国際規格等（コモンパス等）の求める要件によっては、より厳格な本人確認の実施を検討。

論点③：他システムや国際規格等との連携

R2年度

- コモンパスやIATA等、デファクト化する国際規格等の見定めを行いつつ、検査会社・医療機関（電子カルテ）等の今後の連携が想定されるシステム等についても、情報収集・連携方法の模索等を行う。

R3年度

- 各国際規格等の詳細な技術要件を踏まえ、連携（準拠）先を確定、段階的に連携を実施。

※コモンパス等との連携により、証明書の偽造防止や渡航先国の要件確認コスト低減などが期待される。（コモンパスの場合、渡航先の入国要件はコモンパス側が確認・保証）

主な論点（3）

論点④：TeCOT上で収集・保管するデータ

R2年度

- 個人情報第16条を踏まえ、渡航先国に応じて証明書の発行に必要な十分な情報に限り収集する。従って、渡航先国に応じて収集情報の範囲、内容は異なり、例えばベトナム（様式C）の場合には以下のとおり。（資料3-3参照）
- 個人情報第19条を踏まえ、TeCOTにおいては、個人情報情報を必要最小限の期間に限り、保管する観点から当面、2か月程度を想定。ただし、本人の端末上に当該個人情報情報を2か月を超えて保管することは可能。

※氏名・性別・年齢・生年月日・国籍・パスポート番号、渡航者住所、渡航国での滞在先、入国予定日、検査受検日、感染者との接触歴、症状の有無、体温、検体採取法、検体採取機関、検体採取日時、検査方法、陰性結果。

※情報セキュリティ対策については「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成30年7月25日 サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠。（個人情報保護委員会からも同基準を参考にしていきたい旨の意見あり。）

（参考）個人情報保護法

第16条

1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった時は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

R3年度

- 入国要件にワクチン接種履歴等新たな要素が追加された場合は、国内のワクチン接種に係るスキームや国際的な動向などを踏まえ、令和3年度にTeCOTでの取り込みを検討。
- 連携（準拠）先の技術仕様を踏まえ、データの保存期間の延長を検討。

※検討に当たっては、国内外の個人情報保護関連法規制等との関係整理・遵守が課題。

論点⑤：検査証明書の様式について

R2年度

- 各国の求める要件を満たす様式（PDF形式）で発行（資料3-3参照）。一部署名・押印を必須とする国については、署名等の画像データで代替できるか各国政府に照会中。仮に、代替不能の場合には、医療機関におけるプリントアウトによる署名が当面、必要となる。

※検査証明書の発行主体はあくまでも医療機関であり、検査証明書の様式の正確性は最終的に渡航者が責任をもって判断（TeCOTは検査証明書の円滑な取得を支援するという整理）。なお、TeCOTが提供する様式についても、渡航先国の求める要件等のTeCOTが提供する情報と同様に、TeCOTは一切の責任を負わない。

R3年度

- 原則としてR2年度の整理を基本とするが、各国国際規格等との連携（準拠）状況に応じて適宜見直しを検討。

(参考) ワクチン接種証明に関する国際動向(2/19時点)

- 5か国でワクチン接種証明の発行や水際対策緩和措置、5か国でデジタルパスポートの活用や開発着手が発表。
- 各国の渡航要件だけでなく、デジタルパスポートの構想・民間の取組との連携動向についても引き続き注視が必要。

■アイスランド:ワクチン接種証明書で検疫免除【2/6,8】※1,2
国際旅行用途としてはまだ認められていないが、ワクチンを接種した全ての市民がデジタル証明を申請が可能

■スウェーデン:夏までにワクチン接種の電子証明書導入を計画【2/5】※4
国際基準が整備されれば夏までにデジタル版「ワクチンパスポート」の導入を計画していると政府が4日に発表

■エストニア:ワクチン接種証明書保持者の隔離免除を発表【2/4】※4
ワクチンの製造年月日・メーカー・バッチ番号等記載の接種証明書を持つ旅行者の隔離措置免除を発表

■ポーランド:ワクチンを接種した渡航者の隔離措置免除【2/15】※5
隔離措置の対象外となるためのワクチン接種証明書の詳細要件を発表(ただし現在日本からの渡航は不可)

■ジョージア:ワクチンを接種した渡航者の隔離措置等免除【2/6】※1,6
要件を満たすワクチンの接種済み書提示により、入国後の隔離等の行動制限を免除する旨政府が2月1日発表

■カナダ:ArriveCAN導入【2/17】※3
日本出発前にArriveCANというアプリに必要情報を登録し、カナダ到着後も定期的に健康状態などを報告することが必須に。

■英国:ワクチンパスポート開発見込み【2/6】※1
コモンパスやIATAトラベルパスとの連携は不明だが、夏前にワクチンパスポート開発に着手する見込み

■デンマーク:独自にデジタル・パスポートを開発【2/4】※8
2月末までにwebでの接種情報確認を可能にし、今後3、4ヶ月でデジタルパスポートを独自提供すると財務大臣が発表

■イスラエル:ワクチン接種の入国者隔離免除【2/9】※7
保健省は2/4からワクチン接種証明書発行に関する新たな取組の一環として同証明書保有者の隔離免除を発表

■オーストラリア:入国カード年内デジタル化に際しスーパーアプリを目指す【2/6】※9
IATAのトラベルパスを利用した、コロナワクチン接種情報やビザ情報等を内包した入国用スーパーアプリめざす

※1 Travel Off Path (<https://www.traveloffpath.com/uk-government-considers-implementing-new-vaccine-passport/>),

※2 トラベルビジョン(<http://www.travelvision.jp/news/detail/news-90660>), ※3 トラベルビジョン(<http://www.travelvision.jp/news/detail/news-90788>),

※4 ロイター(<https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-sweden-vaccine-idJPKBN2A42GJ>),

※5在ポーランド日本国大使館(<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100148996.pdf>), ※6外務省(<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=106316>),

※7 航空新聞社(<http://www.jwing.net/news/35078>), ※8 トラベルボイス(<https://www.travelvoice.jp/20210204-1481021>),

※9 Executive Traveller(<https://www.executivetraveller.com/news/new-digital-arrival-cards-could-include-proof-of-covid-vaccination>)